

## 都道府県国保保健事業とは

### 都道府県国保ヘルスアップ支援事業

平成30年度から実施される都道府県国保ヘルスアップ事業は、都道府県が、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する保健事業

#### (1) 交付対象事業

##### (A) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

市町村が実施する保健事業に応じた基盤整備を行い、円滑な保健事業の運用を図る事業

(取組例) 都道府県レベルの連携体制構築(連携会議の開催等)、人材育成

##### (B) 市町村の現状把握・分析

市町村及び都道府県において、PDCAサイクルに沿って事業を効果的・効率的に運用するために現状を分析して把握する事業

(取組例) KDBと他のデータベースを合わせた分析

##### (C) 都道府県が実施する保健事業

都道府県の特性や人的リソース等を活用して、都道府県が直接実施する事業、又は、市町村が実施する保健事業を個別に支援する事業

(取組例) 保健所を活用した取組(保健所の専門職による保健指導支援等)

#### (2) 交付の要件

- 事業の目的、目標、対象者、事業内容、実施方法、評価体制・方法、実施体制、実施スケジュール、実施期間、実施場所等を明確にすること
- 予めストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標及びアウトカム指標の4つの評価指標のうち3つ以上の評価指標を設定し、PDCAサイクルに沿った事業実施をすること
- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、支援・評価委員会等)を活用すること
- 市町村が実施する保健事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の保健事業が効果的・効率的に実施するために必要な取組と認められる事業であること

#### (3) 交付限度額

国保被保険者数に応じて、1, 500万円～2, 500万円